

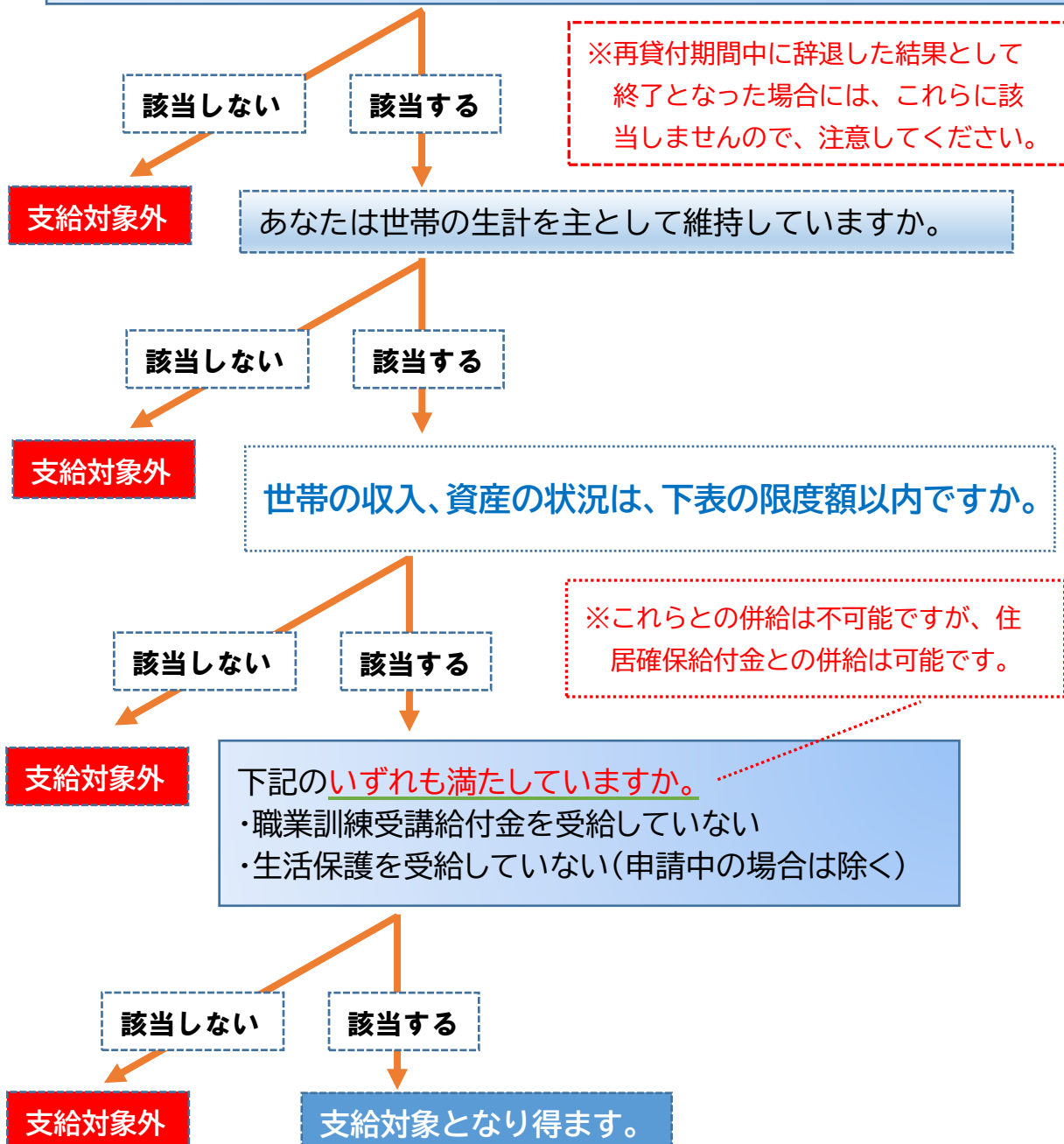
まずはご確認ください！

■新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給対象者となる要件に該当するか、以下のフローチャートでご確認ください。

あなたは下記の1から5のいずれかに該当しますか。

1. 申請する月の前月までに、総合支援資金の再貸付が終了している
2. 申請月が、総合支援資金の再貸付の最終借入月である
3. 過去に、総合支援資金の再貸付が不承認となった
4. 自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった
5. 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する場合は、緊急小口資金および総合支援資金(初回)が終了している、または令和4年12月までに終了する。(再貸付を申請中・利用中の場合を除く)

※再貸付期間中に辞退した結果として終了となった場合には、これらに該当しませんので、注意してください。



※これらとの併給は不可能ですが、住居確保給付金との併給は可能です。

【収入限度額表】

世帯人数	収入基準額（円）
1人	112,800円
2人	161,000円
3人	198,000円
4人	235,000円
5人	273,000円
6人	314,000円
7人	355,700円

【資産限度額表】

世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
所有資産	486,000円	738,000円	942,000円	1,000,000円			